

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>改正前開示府令第二号様式記載上の注意(32) e では、ただし書きにより、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は「指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項」の記載を要しないとされている。このため、改正案(32) d においても、「提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は記載を要しない」旨を規定する必要があるのではないか。</p>	<p>今回の改正により、これまで適用初年度の差異開示及び並行開示は(32) e 及び f に、2年目以降の差異開示を(32) d に記載していたところ、適用初年度の差異開示は(32) d に、同じく並行開示は(32) e 及び f に記載することとしたため、規定上の構成を変更しております。もっともこれにより適用初年度の差異開示及び並行開示が必要となる要件に変更が生じるものではありません。</p> <p>ご意見をいただきましたとおり、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合についても、改正前と同様に差異開示の記載は不要ですので、御指摘を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
2	<p>改正前開示府令第二号様式記載上の注意(32) e では、ただし書きで、「提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。」とあるため、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成する場合、「並行開示情報」及び「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」のどちらも作成不要であったが、改正案(32) d では、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」を作成不要とする旨の記載がない。</p> <p>改正案により、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成する場合、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の記載が必要になるとの理解で良いか。</p>	

3	<p>連結財務諸表規則第 95 条に規定する米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下、「米国基準」という。）により作成した連結財務諸表（以下、「米国式連結財務諸表」という。）についても、同規則第 98 条第 3 号に規定する米国基準と日本基準の主要な相違点に関する注記の改正を検討して頂きたい。</p> <p>日本基準との継続的な差異開示について、情報の信頼性担保を含めて多大な負荷がかかる一方で、投資判断における情報の有用性や活用度合いに疑問が残る点においては、指定国際会計基準等と米国基準に違いはないことから、米国式連結財務諸表においても日本基準との差異に関する継続的な開示要求を廃止することが適切であると考えられる。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、本改正は、企業会計審議会における議論等を踏まえ、IFRS 任意適用の拡大促進の観点から、指定国際会計基準を適用する企業の開示負担の軽減等を図るため、開示府令について所要の改正を行うものです。</p>
4	<p>改正前開示府令第二号様式記載上の注意(32)e では、指定国際会計基準により作成を開始した場合の記載項目として、「並行開示情報」、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の順序で規定されていたが、改正案では、(32)d で「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」、(32)e で「並行開示情報」となり、条文上の記載順序が変更されている。</p> <p>条文上の記載順序を変更した理由及びそれを踏まえ、有価証券報告書においても「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」と「並行開示情報」の記載順序を従前より変更する必要があるのか。</p>	<p>御質問の記載順序については、従前のおりで結構です。</p>
5	<p>継続的な差異開示については、企業にとって開示コストがベネフィットを大きく超えており、これから IFRS を任意適用しようとする企業にとっては障壁となっているため、廃止することが適切である。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
6	<p>今回の改正は IFRS 適用企業の作業負担軽減に寄与し大変ありがたい。更なる負担軽減のため、会社法の範疇になるが、個別財務諸表にも IFRS 適用が認められるようにして頂きたい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>